

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する
条例
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部
を改正する条例
- 知事等の損害賠償責任の一部免責に
関する条例の一部を改正する条例
- 行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報提供
に関する条例の一部を改正する条例
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に
関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県新型コロナウイルス感染症対応中
小企業支援基金条例
- 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一
部を改正する条例
- 公布した条例の解説

【解 説】

人事課
水産課
監理課
人事課
〃
情報政策課
障害福祉課
経営支援課
農産課
総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(岡山県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 岡山県吏員恩給条例(昭和二十五年岡山県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十四号中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に改める。

(恩給法による恩給並びに他の地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第二条 恩給法による恩給並びに他の地方公共団体の退職年金条例による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と県吏員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年岡山県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項第十号中「第八十五条第六項」を「第三百三十七条第六項」に、「第九九条」を「第三百五十一条」に、「第三百三十二条」を「第三百七十二条」に改める。

(岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岡山県農林水産関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号及び第十一号を削り、同条第九号中「第三十六条第一項(同条第四項)」を「第八八条第一項(同条第五項)」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十七条第一項又は第一百十九条第一項の規定による総トン数五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査
三千百円

五 漁業法第五十八条において準用する同法第四十七条の規定による総トン数五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査 二千五百円

(岡山県普通海域管理条例の一部改正)

第四条 岡山県普通海域管理条例(平成十年岡山県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第六条第一項」を「第六十条第一項」に、「同法第七条」を「同条第七項」に、「第六十五条第一項」を「第一百九条第一項」に、「若しくは第二項の」を「の」に改める。

附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び五項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当の特例）

11 伝染病防疫作業従事職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対処するため第四条第二号に掲げる作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、同号の規定にかかわらず、附則第十五項第一号に定める額を支給する。

12 第四条及び前項に定めるもののほか、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

13 警察職員が新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある死体に対して行う第三十三条第二号に掲げる作業に従事したときは、同号の規定にかかわらず、附則第十五項第二号に定める額を支給する。

14 警察職員が新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある患者（以下「患者等」という。）に接して行う第三十三条第七号に掲げる作業に従事したときは、同号の規定にかかわらず、次項第一号に定める額を支給する。

15 附則第十一項から前項までの手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 附則第十一項、附則第十二項又は前項に規定する作業 作業一日につき 三千円（患者等の身体に接触して、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）

二 附則第十三項に規定する作業 作業一回につき 四千円

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用)

2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和二年二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年岡山県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の次に次のように加える。

一の二 知事
県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

三の二 知事
県内に高等学校の専攻科を設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

四の二 教育委員会
高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

五の二 教育委員会
高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校（県が設置するものを除く。）が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

七の二 教育委員会
高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十一の項中「いう。」の下に「、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号。以下この項において「省令」という。）を、「設置する」の下に「日常生活支援住居施設又は」を加え、同項中ヲをワとし、イからルまでをロからヲまでとし、同項にイとして次のように加える。

イ 法第三十条第一項ただし書の規定による認定

別表第一の三十一の項ワの次に次のように加える。

- カ 省令第二条第一項の規定による申請の受理
- コ 省令第二条第三項の規定による変更の届出の受理
- ク 省令第三条第一項の規定による意見の聴取
- ケ 省令第五条第二項の規定による申出の受理及び通知
- コ 省令第六条第一項の規定による認定の取消し等
- セ 省令第六条第三項の規定による通知
- ソ 省令第二十四条第一項の規定による報告の徴収等及び指導等
- タ 省令第二十四条第二項の規定による報告の徴収

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表第一の三十一の項の上欄に掲げる事務（この条例により新たに高梁市、新見市及び真庭市が処理することとされたものに限る。）に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後においてはこれらの市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、これらの市の長のした処分その他の行為又はこれらの市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十九号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例

(設置及び目的)

第一条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受けた中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図るため、岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合又は国庫に納付する場合には、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第六十号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同号口中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第十三号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号口中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

◎ 岡山県吏員恩給条例等の一部を改正する条例について
漁業法等の一部改正に鑑み、団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとしたものである。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法施行令の一部改正に鑑み、海区漁業調整委員会の委員の損害賠償責任の一部免責の基準を改めるものである。

◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことにより、県が行う高等学校の専攻科の生徒に係る補助金の交付等に関する事務に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

生活保護法の一部改正等に鑑み、同法に基づく日常生活支援住居施設の認定等に関する事務を高梁市、新見市及び真庭市が処理することとする等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金条例について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の金利負担の軽減等のための経費の財源を確保することにより、その事業の継続及び経営の安定を支援することを通じ、地域経済の安定及び発展を図るため、岡山県新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金を設置したものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

肥料取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行うものである。